

令和2年度 事業報告

I 社会福祉法人「園樹会」

1 社会福祉法人「園樹会」の理念

【経営理念（舎是）】～原文省略～

キーワード：「和」「愛」「汗」

【基本理念】

- (1) 障害者権利条約の原則が実現されるように、一人ひとりが認識を変えたとともに、この社会を変えていきます。
- (2) すべての利用者から、支援のあり方を常に学ぶ姿勢を持ち続けます。
- (3) 一人ひとりの利用者の毎日が幸せで、安心・安全な生活を大切にします。
- (4) 職員一人ひとりが、毎日楽しく・情熱を持って仕事ができるように人材育成を行います。
- (5) 地域社会から信頼され、誇りを持てる施設づくりを行います。 ～原文のまま～

この理念は、「基本方針」と合わせて法人経営の根幹をなすものであり、法人の経営する施設および事業所の指針として運営し、事業の推進に取り組みました。

2 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月に世界へ感染が拡大し始めた新型コロナウイルス感染症により、日本国内でも4月には首都圏に緊急事態宣言が発令されるなど感染症対策が講じられる中、当法人でも、「向徳舎」「虹の色」の短期入所や日中一時支援の受け入れの一時中止や、「虹の色」利用者様に対する利用自粛要請、「向徳舎」入所者の外出、帰省の見合わせを行い、保護者会をはじめ、ご家族の皆様にもご協力をいただくこととなりました。行事に関しても、従来のような行事の実施を見直し、感染症対策を盛り込んだうえで、昨年度とは大幅に内容を変更して実施しました。また、職員に対しても不要不急の外出の自粛、出勤前の検温の実施などを行い、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めました。

「虹の色」利用者様に発熱がみられた場合にはかかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ問い合わせを行い、状況に応じてPCR検査を受けていただき、新型コロナウイルス感染症の陰性が確認され、解熱を待ってから利用の再開としました。

「向徳舎」利用者様に発熱がみられた場合は、向徳舎1階の機能訓練室へ隔離対応を行い、看護師の指示に応じて医療機関でのPCR検査を行い、発熱がみられる間は向徳舎1階の機能訓練室での隔離を継続し、解熱がみられてから居室へ戻っていただくようにしました。職員については、本人、同居家族に発熱者が出た場合は出勤を見合わせ、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡し、必要があればPCR検査を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性と解熱が確認されてから出勤可能としました。

6月には短期入所、日中一時支援の受け入れを再開しましたが、「向徳舎」利用者様の外出の中止は継続し、帰省に関しても、不要不急の外出の自粛、毎日の検温などの条件を設けての帰省をお願いすることとなりました。行事に関しても、感染対策を講じた形での実施を継続し、「向

徳舎」利用者様の外出もマスクの着用、3密の回避を考慮して、施設周辺の散歩やドライブの実施をし、帰舎後は手指の消毒を行いました。

この間、職員に対して、利用者様に新型コロナウイルス感染症感染者が出た場合のシュミレーションや防護服の着脱に関する研修なども行い、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する情報の共有と感染予防の徹底を行ってまいりました。

その後、緊急事態宣言の解除はあったものの、日本国内での感染の拡大がみられ、令和3年1月には二度目の緊急事態宣言が発出されました。引き続き、「向徳舎」「虹の色」では、新型コロナウイルス感染症対策を継続し、現在までのところ、「向徳舎」「虹の色」で新型コロナウイルス感染症の感染者を出すことなく、施設運営を継続することができました。

法人としては原則として、国や山梨県、甲府市からの通知に従うとともに、下記「5 会議・委員会の開催 (7) 医務室および環境衛生委員会の活動」の項にあげた新型コロナウイルス感染症への対応に基づいて対応を行ってきました。行政機関からも、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクなどの支給があり、当法人としても防護服、マスク、消毒液等を相当量の購入をしました。

3 共同生活援助事業（グループホーム）への取り組み

令和4年4月のグループホームの開設に向けて、グループホーム建物の設計を建築設計事務所に依頼、グループホームの居室配置や浴室、トイレ配置などの細かな要望を取り入れていただきながら設計図の変更を行ってきました。また、グループホームの具体的な利用者像を決めていく中で、保護者会でグループホームについての説明を行い、「向徳舎」利用者様、保護者様へグループホーム利用の打診を行ってきました。また、開発課長を委員長とした「グループホーム推進委員会」を立ち上げ、他法人のグループホームの見学、グループホーム名の検討、職員の勤務体制の検討などグループホーム運営に関わることの検討を進めています。

なお、「向徳舎」利用者様、職員からグループホーム名を募集し、「グループホーム推進委員会」で検討の上、「理事会」において「風の音（かぜのね）」に決定しました。

令和4年4月の当法人グループホーム開設に合わせて、「向徳舎」の入所定員を52人から40人に変更することに伴い、男性利用者様10人を当法人グループホームへ移行、入所利用者様2人の地域移行をすすめることとなります。地域移行をすすめる2人については、笛吹市、甲府市、甲斐市の他法人グループホームの見学や体験利用を進めているところです。今後も、利用者様ご本人と保護者様、当法人相談支援事業所「With」や他法人相談支援事業所と「向徳舎」と連携を取りながら進めていくこととなります。

4 支援学校、各種養成学校等の実習受け入れ

当法人では、県内支援学校からの依頼に応じ、実習生の受け入れを毎年行っています。これは、地域で生活する障害を持った方々が支援学校を卒業したのちに地域での生活を円滑に送るために、支援学校が障害者施設や企業における現場実習を実施しており、当法人としても、障害をお持ちの方の地域の中での活躍の場として、卒業後の選択肢として考えていただきたいということで実習生の受け入れを行っております。また、各種養成学校等からの実習は、それぞれの学校における単位取得のための実習や資格取得のための実習を行っており、当法人でも、各種養成学校等の依頼により、福祉人材の育成のために実習を受け入れています。

(1) 山梨県立かえで支援学校現場実習受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和2年10月6日(火)～10月13日(火)	虹の色・向徳舎	1名	
令和2年10月14日(水)～10月21日(水)	虹の色	1名	
令和3年1月28日(木)～2月4日(木)	向徳舎	1名	
令和3年1月28日(木)～2月13日(火)	虹の色	1名	

(2) 山梨県立わかば支援学校現場実習受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和2年9月14日(月)～9月18日(金)	向徳舎・虹の色	1名	
令和3年12月7日(月)～12月11日(金)	向徳舎・虹の色	1名	

(3) 山梨学院短期大学保育科保育実習(施設)受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和2年8月～9月	向徳舎・虹の色	10名	
令和3年2月～3月	向徳舎・虹の色	4名	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、施設での実習が中止になった期間があり、学校側からの依頼により、令和2年10月2日(金)、当法人職員を派遣し、学生を対象に演習を実施しました。

5 会議・委員会の開催

(1) 運営会議および事業展開推進委員会の開催

① 「運営会議」の目的・構成員については次のとおりです。

目 的： 園樹会の今後の事業展開を考えていく上で、法人内各関係者が地域の実情を把握し、社会福祉法人としての役割に沿った、地域の要望する福祉サービスを提供できるように検討していくものとする。

構 成 員： 施設長 事務長 開発課長 開発主任
生活支援課長 活動支援課長 男性棟主任 女性棟主任 作業主任
活動主任 栄養主任 看護主任(向徳舎)
相談支援課長 相談支援主任(With)
支援課長 支援主任(虹の色)

② 「事業展開推進委員会」は、共通する事項を運営会議で検討したので、開催されなかった。

<運営会議の開催状況・主な内容>

[第1回：令和2年4月28日(火)]

新型コロナウイルス感染症についての連絡体制、感染予防について確認した。苫米地SV、林SV、理髪業者(せれー奈)について、新型コロナウイルス感染予防のために5月は中止とすることを確認した。「虹の色」生活介護、日中一時支援の自粛要請を行ったため、利用者の減少がみられるとの報告があった。ゴールデンウィーク中の外出について確認をした。

[第2回：令和2年5月26日（火）]

賞与面談の評価について確認した。旅行の実施について新型コロナウイルス感染症を踏まえて意見集約を行った。研修への参加についての確認をした。納涼祭の実施について確認した。「虹の色」の送迎について確認した。

[第3回：令和2年6月25日（木）]

秋の旅行の実施について確認した。各部署のリーダーの仕事について確認した。発熱者が出た場合の対応について確認した。利用者の帰省について、相談支援との情報共有について確認した。

[第4回：令和2年7月28日（火）] 日程調整のため中止

[第5回：令和2年8月27日（木）]

9月1日付け採用職員について確認した。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について確認した。虐待防止について確認した。かえで支援学校現場実習日程について確認した。苫米地SVの面談についてリモートでの実施することについて確認した。インフルエンザ予防接種について確認した。

[第6回：令和2年9月24日（木）]

不審者を確認した場合の対応について確認した。駐車場東門の開閉時間について確認した。入院中の利用者様（F.H様）について状況報告があった。歯科検診の日程について確認した。「虹の色」の旅行について、保護者様へのアンケートの結果、中止することを確認した。

[第7回：令和2年10月29日（木）]

新型コロナウイルス感染症対策について確認した。「向徳舎」内のカーペット清掃日程について確認した。支援学校実習生の進路について報告があった。冬季の帰省について確認した。

[第8回：令和2年11月26日（木）]

新型コロナウイルス感染症対策について確認した。人材育成の仕組み作りについて確認した。服薬マニュアルの改善について確認した。入院中のF.H様の退院後の対応について確認した。「虹の色」の年末年始の休業について確認した。「虹の色」利用者様の受診対応について確認した。

[第9回：令和2年12月22日（火）]

施設長の交代について確認した。与薬方法の変更について確認した。日中活動の取組について意見集約が行われた。感染対策キットについて確認した。年末年始の食事について確認した。

[第10回：令和3年1月26日（火）]

職員の求人に関して確認した。報告・相談について確認した。保護者様への報告について確認した。健康診断の実施について確認した。

[第11回：令和3年2月25日（木）]

グループホームの名称募集について確認した。新採用職員のOJTについて確認した。運営要項の作成について確認した。健康診断の実施について確認した。グループホーム移行利用者様について確認した。入院中のF.H様の状況について確認した。

（2）主任会議の開催

生活支援課長が主宰し、「向徳舎」「虹の色」の主任の参加によって、月1回開催しました。その内容は、施設・事業所の運営上の課題、支援上の課題等について協議し、情報の共有および支援方針の確認をしました。

(3) 入退所判定会議の開催

平成 24 年度から法人内に「入退所判定会議」を設置し、利用者様の入所および退所については会議を通して組織として決定しています。その結果については、利用者様にも情報提供し、退所式および入所式を行っています。令和 2 年度の入退所判定会議の開催回数は、会議 0 回と合議 6 回で、対象は 6 ケースでした。

(4) 支援マニュアル作成委員会の活動

この委員会においては、マニュアルの改訂に取り組み、支援の現場で活用しやすくするとともに、より適切な支援のできる環境づくりに努めました。

なお、既存のマニュアルについても、必要に応じて見直します。

〈経営・運営関係〉

- 「社是（経営理念）」・「基本理念・基本方針」・「職員倫理綱領」
- 法令遵守規程
- 就業規則等各種規程（就業規則・法令遵守規程等）
- 契約マニュアル
- 預かり金管理マニュアル
- 苦情解決マニュアル
- 公用車での交通事故発生時マニュアル
- 交通事故対応マニュアル
- 障害者虐待防止マニュアル
- 災害時給食マニュアル
- ハラスメント防止・対応マニュアル

（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント）

- 防犯対策マニュアル
 - ボランティアマニュアル
 - 特定個人情報保護規程
- ※ 特定個人情報取扱管理細則も含む
- 社会福祉法人「園樹会」施設貸出要綱
 - 社会福祉法人「園樹会」防犯カメラ取扱要領
 - 社会福祉法人「園樹会」の経営する施設・事業所等における事故報告取扱要領
 - 法人広報誌「スマイル-スマイル」作成手順書（令和 3 年 1 月作成）

〈支援・日課関係〉

- 緊急受診対応マニュアル
- 利用者理美容外出マニュアル
- 入浴支援マニュアル
- 無断外出対応マニュアル
- 誤嚥防止マニュアル
- 緊急受診対応マニュアル

- 利用者入院時の面会マニュアル
- 身体拘束に関する取り扱いマニュアル
- 浴室及び脱衣所清掃マニュアル
- 旅行中の事故等に関する確認事項

〈医務関係〉

- 服薬管理マニュアル ※令和2年度全面改訂
- 手洗いマニュアル
- 感染症予防・対策マニュアル
- 通院マニュアル
- 入院・退院マニュアル
- 腹膜透析マニュアル
- インフルエンザ予防接種マニュアル

(5) 苦情解決第三者委員会関係の活動

令和2年度の苦情・要望の受付状況は、次のとおりでした。

- 苦情： 向徳舎 2件 虹の色 0件 With 0件

なお、いずれも後日回答し、納得していただき、広報誌「スマイル・スマイル」へ掲載しています。

(6) 個別支援計画検討委員会の活動

主な活動として、各部署でモニタリング検討委員会を開催し、短期目標の達成状況、経過報告および見直しの検討が行われました。その中で、支援目標の見直しも行っています。特に個別支援計画書は、サービス等利用計画書を基に契約者本人である利用者様により分かりやすく、意欲をもって目標に取り組めるように、“ふりがな”を振ることや利用者様に分かりやすい言葉を使用するなどして、次年度の個別支援計画を作成しました。各書類に代筆か本人かを判別できるような様式となっています。また、6か月毎にモニタリングを行い、各利用者様および保護者様と支援経過について話し合い、最終的に書面で確認しております。

強度行動障害支援に関しては、該当する利用者様にかかる加算請求に必要な職員の研修、記録等の書類の作成準備および職員への記録記入の周知徹底を図りました。なお、成年後見制度については、保護者様の高齢化もしくはその不在、または親族間での保護者様の権利譲渡が困難な状況などを踏まえ、成年後見制度の適用を受けた利用者様もありましたが、今後も利用者様の権利擁護の推進のために積極的な取り組みをしていきます。

(7) 医務室および環境衛生委員会の活動

医務室の主な活動および「環境衛生委員会」については、次のとおりです。

健康診断（利用者様・職員）は年2回（7月と2月）実施し、インフルエンザの予防接種は年1回（11月）実施し、歯科検診は年2回行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、11月に2回に分けて実施しました。「虹の色」の利用者様については希望者のみ実施しました。いずれの検診も、新型コロナウイルス感染症対策として、グループに分けて、密にならないように配慮して実施しました。

- ① 健康診断 [7月31日(金)] : 「向徳舎」利用者様51人 ※入院1人
「虹の色」利用者様14人
職員47人
[2月26日(木)] : 「向徳舎」利用者様51人 ※入院1人
「虹の色」利用者様9人
職員38人
- ② インフルエンザ予防接種 [11月12日(木)] : 「向徳舎」利用者様51人 ※入院1人
「虹の色」通所利用者様14人
職員40人
- ③ 歯科健診 [11月5日(木)] : 「向徳舎」利用者様26人 「虹の色」利用者様5人
※入所利用者様 入院2人 外泊1人

[11月11日(水)] : 「向徳舎」利用者様25人 「虹の色」利用者様5人

なお、医務室が窓口となり、原則として毎月1回の苫米地（スーパーバイザー）臨床心理士によるカウンセリングを実施しました（対象は利用者様および職員ですが、利用者様が年間をとおして利用しています）。

また、環境衛生委員会は、年2回（4月・9月）開催しました。その内容は、次のとおりです。

- ① 第1回委員会：令和2年4月30日(木)午後4時から5時15分まで開催し、次の項目を協議しました。
- ・現状報告
 - ・令和元年度の活動報告
 - ・令和2年度の年間計画および感染予防・熱中症対策
 - ・「向徳舎（各部屋も含む）」、「ぴあ smile」 および「虹の色」のバルサン消毒
- ☆令和2年5月28日(木)バルサン消毒実施
- ・熱中症（脱水）予防・麦茶の飲水など水分補給（例年どおり実施を確認）
 - ・令和2年7月と11月の年2回の下水管の消毒計画についての話し合い
- ② 第2回委員会：令和2年9月15日(火)午後4時から5時まで開催し、次の項目を協議しました。
- ・7月の洗面所および浴室の下水管清掃の報告
 - ・感染症予防策（インフルエンザ・ノロウイルス・ロタウイルス）マニュアル作成、舎内研修、手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底および加湿
 - ・手洗いチェッカーを使用している手洗い実施状況
 - ・カーテンの洗濯

法人では、毎年10月から翌年2月までの間、「感染症予防強化月間」として、利用者様、職員に対しての感染症対策の啓発を行っています。その効果もあり、年間を通しての新型コロナウイルス感染症、インフルエンザウイルス感染症などの感染症の発症はありませんでした。

<基本的な感染症対策>

- ① 手洗い・うがい・マスクの着用の周知徹底（利用者様・職員）。
 - ※ 「感染症予防強化月間」中においては、マスク着用し（マスクの着用のできない利用者様は、この限りでない）、これ以外の期間においても、職員は新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用を徹底しました。
 - ※ 手洗い・うがいでできない利用者様は、職員が介助しました。
- ② 発熱・下痢症状を発症した利用者様の場合、「男性棟」および「女性棟」ごとに分けた食事の提供。
 - ※ 発熱・下痢症状を発症した利用者様のみ生活棟で食事をとる場合もありました。
 - ※ 令和元年度からは、「向徳舎（在宅部門）」が、別事業体として「虹の色」（通所部門）となり、食事も含めて活動場所が別となっています。
- ③ 利用者様の健康管理およびこまめな水分摂取など。
- ④ 熱発・嘔吐・下痢の症状のある職員には、受診および出勤停止など等の対策。
- ⑤ 業者による清掃・消毒作業の導入。
 - ※ 原則として、月曜日から金曜日まで共用部分の清掃・消毒作業を行っていますが、お盆および暮れ正月には休みとなる場合があります（契約事項）。
- ⑥ 職員による利用者の個室および共用部分以外のところの清掃・消毒作業の徹底。
- ⑦ 職員による清掃業者の休みの日（土・日曜日）の利用者様の個室および共用部分の清掃・消毒作業の徹底。
- ⑧ 作業用手袋等と衣類等を別々の洗濯機での洗濯。
- ⑨ 利用者様全員および職員全員のサーベランス表の作成
- ⑩ 利用者様の保護者もしくは親族の感染症対策への理解と協力の要望。
- ⑪ 職員に対する感染症に関する情報提供および情報に共有。

なお、「新型コロナウイルス感染症」については、2019年（令和元年）12月以降、地球規模の感染拡大が続いていますが、国内においても国難ともいえるべき感染拡大が続いているため、当法人の施設・事業所においても厳戒態勢で感染予防策を講じ、令和2年度中においては発症を防ぐことができました。しかし、令和3年度に入ってもその脅威は高まっており、引き続き感染予防に取り組んでいる状況です。また、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に対しては、国、山梨県および甲府市等からの通知等に基づき、最悪の状況も考え、全職員で次のような対応に努めてきました。
- 職員は、毎朝出勤前に検温する。発熱が認められた場合は、職場に欠勤する旨を連絡するとともに、医療機関に受診し、その結果を上司に報告する。
- 「新型コロナウイルス」に感染しているような症状が認められる場合は、上司に申し出るとともに、「帰国者・接触者相談センター」に電話相談する。
- 「PCR」検査を受けた場合は、甲府市（障がい福祉課）に報告する。
- 職員は、出勤時から業務中「マスク」を着用し、これまで以上にこまめに「手洗い・消毒」する。
- 「3密」（「密閉」・「密集」・「密接」を避ける。）に留意して行動する。

また、行事等を企画または企画を変更する場合は、そのことに留意する。

- 利用者様の外出・外泊については、やむを得ない場合を除き、保護者や親族等に「当面ご遠慮していただきたい」旨を伝え、ご理解を得るように努める。しかし、やむを得ずに外出・外泊する場合でも、不特定多数の方々が入り出す場所（「大衆向けの温泉場所」等）に行くことを回避していただくように伝える。
- 利用者様および職員用の「マスク」の確保（購入）に努める。
※ 令和元年度から令和3年度にかけて、国、山梨県および甲府市から相当数の「マスク」の配布がありました。
- 入所支援施設「向徳舎」に立ち入る訪問者もしくは業者等に、必ず「検温」・「マスク着用」・「手の消毒」などを要請するとともに、来舎時には決められた名簿に記載してもらう。
- 感染用防護服・ゴーグルを購入し、準備している。
- 職員も利用者様も、多くの人が集まる場所に行かない、県境を越えて移動しない、不要不急な用事で出かけない。 など

(8) ヒヤリ・ハット・事故防止・虐待防止委員会の活動

主な活動状況等は、次のとおりでした。

① 令和2年度 「ヒヤリ・ハット」・「事故報告」・「虐待件数」

施設・事業所	ヒヤリ・ハット	事故報告	虐待	備考
向徳舎	328	28	0	
男性棟	176	8	0	
女性棟	152	20	0	
虹の色	27	53	0	
With(ウィズ)	0	0	0	
合計	355	81	0	
(令和元年度)	(358)	(134)	(0)	

令和元年度と比較すると、「ヒヤリ・ハット」「事故報告」は減少しました。特に「事故報告」の減少は「虹の色」の開設が2年目を迎え、利用者様や支援員が新しい環境に慣れたことも要因であると考えられます。

「虐待」については、「虐待防止委員会」を設け、虐待の根絶に向けた取り組みとして、虐待防止ポスターの掲示や虐待防止啓発のための寸劇を行い、利用者様、支援員の意識の向上につなげることができました。

- ② 令和元年度に続き、ヒヤリ・ハットおよび事故報告書を周知させるために前1か月の報告書を生活支援課長のデスクに保管して、全職員が1週間に1度以上は閲覧できるようにしました。
- ③ 令和元年度同様、毎日のヒヤリ・ハットおよび事故報告書の提出数が特に多い利用者様については、問題行動表を作成しました。また、発作対応表を作成し、全員が再確認できるようにしました。
- ④ 令和元年度同様、毎日のヒヤリ・ハットおよび事故報告書はパソコンに管理され、「利用者別・種類別・時間別」に閲覧できるようにしました。
なお、同様なことが繰り返されることへの対応および意識の甘さを改善するように各部署に注意喚起をしました。
- ⑤ 令和元年度に続き、支援の上で重要なヒヤリ・ハットおよび事故報告書については、委員が各支援会議等に提出して検証し、支援に役立てました。

- ⑥ 服薬の際に手渡しではなく、職員が口内に薬を入れることを徹底するように提案するなど、委員から啓発および周知をしました。
- ⑦ ヒヤリ・ハットおよび事故報告の項目別に集計をとり、支援のあり方または支援の改善につなげるように努めました。なお、平成29年度からは、利用者様の心温まるような言動等を「ニヤリ・ほっと」として、日誌もしくはケース記録に記載しています。

(9) 広報委員会の活動

平成29年度からは臨時号も含め、広報誌の「スマイルスマイル」を4月・7月・10月・1月の年4回発行することになり、令和2年度においては、予定どおり4回発行しました。

また、平成29年度に当法人独自のホームページを立ち上げ、令和2年度においてもその充実を図ってきました。

なお、広報委員会では、イベント等の写真データの管理や発注はもとより、各イベントの結果報告の掲示物に写真等を活用して作成し、利用者様や来客者が楽しく見られるようにと定期的に掲示を行うなど、皆様に関心を持っていただけるように工夫しています。

(10) 社会貢献・地域貢献に関わる取り組み

地域における公益事業は、社会福祉法人の責務となったことを受け、運営状況および利用者様の実情を鑑み、地域のニーズや要望を把握した上で、取り組むべき喫緊の課題と考え、検討をしてきました。これまで、リサイクル班は地域の店舗および個人の方からペットボトルの回収作業の中で「キャップ集め」を行ってきましたが、「世界の恵まれない子どもたちのポリオワクチンの費用や国際的支援活動に携わる医師の渡航費用」に当てられているものであり、国際貢献的な活動につながると位置付けて取り組んできました。

また、平成29年度からは、今できる活動から取り組むという方針に基づき、令和2年度においても、当法人の職員が月1回環境整備活動として施設・事業所の周辺の公道の「ごみ拾い」を実施しました。

なお、「自分たちの生活空間をきれいにしたい」ということで、一部の利用者様もこの活動に参加しました。

(11) 職員資質の向上への取り組み

平成29年度から「開発課」（課長選任・主任兼務体制）を設置し、職員の資質および支援力の向上を図るために研修予算を増額し、当法人の抱える課題もしくは職員の抱える課題を見据え、職員が積極的に研修会などに出席できるよう促し、計画的な研修となるように取り組んでいます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン研修への参加を実施しました。

また、職員が、「社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・相談支援専門員・サービス管理責任者」等の資格を取得できるよう積極的に取り組んできました。

※ 別紙4「スーパーバイザー（SV）活用延べ人数表」参照。

(12) 環境整備に関する活動

環境整備の一環として、保護者会と職員の合同環境整備を毎年実施していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、職員のみで実施しました。

平成29年度からは、清掃業者による「向徳舎」の共用部分の清掃・消毒作業、ぴあ smile のトイレ清掃・消毒作業を月曜日から金曜日まで行っています（お盆・暮れ・正月においては、清掃・消毒作業を実施しない日もありました）。

6 令和2年度の研修・会議・防災・健康等関係の実施内容

- (1) このことについては、「職員研修（別紙2-1）・職員会議（別紙2-2）・防災訓練（別紙2-3）・健康管理・衛生・管理等実施内容（別紙2-4）」のとおりです。

7 令和2年度のスーパーバイザー（SV）の活用状況

- (1) このことについては、スーパーバイザー（SV）活用延べ人数表「別紙4」のとおりです。

II 令和2年度 障害者支援施設「向徳舎」事業報告

1 利用実績

施設入所支援事業：定員 52 人、生活介護事業：定員 52 人、短期入所事業：定員 5 人

(1) 年間入所・退所者数（各月初日数）

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績
施設入所数	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	624	624
入所者数													0	2
退所者数													0	2

※平均障害支援区分については、令和3年3月31日現在、5.2（男性：5.3 女性5.1）となっています。

※男性利用者様1人が長期入院をしております。

(2) 短期入所事業実績（定員 5 人：男性棟 3 人・女性棟 2 人）

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績
短期入所	9	0	148	164	177	170	175	169	168	125	118	197	1620	2,111
(1日あたり)	(0.3)	(0.0)	(4.93)	(5.29)	(5.71)	(5.67)	(5.65)	(5.63)	(5.42)	(4.03)	(4.21)	(6.35)	(4.44)	(5.77)

自宅で支援する家族等の病気や介護負担の軽減を必要とする場合などに、短期間または夜間も含めて施設内で入浴・排泄・食事・日中活動などの支援をしました。

原則として、年中無休であり、事前に利用契約書の締結を済ませることが必要です。

受け入れ時間は午前9時から午後5時ですが、在宅生活の障害者のための障害福祉サービスですので、緊急的対応などやむを得ない場合にも積極的に受け入れてきました。

2 障害者支援施設「向徳舎」の職種別職員数（令和2年3月31日現在）

()内は兼務の人数

職種 \ 採用形態	施設長	事務長	事務員	サービス責任者	栄養士	看護師	医師	生活支援員	作業・活動支援員	その他	合計
専任職員	1		3	1(1)	1	1	0	30	(10)	0	37(11)
非常勤職員	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1		3	1(1)	1	1	0	30	(10)	0	37(11)
備考		事務長1 事務員2					協力医で 対応	1人が相談 支援専門 員を兼務。	生活支援 員の兼務		

※ スーパーバイザー（SV）：月1回ずつ2人来舎（臨床心理士1人・社会福祉士1人）

※ 1人の生活支援員が産前産後休暇、1人の生活支援員が育児休暇を取得中

3 会議・委員会の開催

(1) 支援会議・モニタリング会議・個別支援計画作成

令和2年度においては、月1回、男性棟、女性棟それぞれに支援会議を開催しました。内容については、支援関係の課題等について協議し、情報共有および支援方針などを確認しました。モニタリング会議は男性棟が7月30日（木）、8月7日（金）、8月9日（日）に、女性棟が8月6日（木）に開催し、個別支援計画作成に関しては、男性棟が担当職員と副担当職員とで適宜、話し合いを行い、女性棟が1月9日（火）、1月21日（木）に開催しました。いずれの会議も、各利用者様の支援関係の課題、支援方法・方針等について検討し、情報の共有および支援方針などを確認しました。

(2) 給食委員会の活動

給食委員会は、原則として、偶数月第3火曜日の午後4時から5時まで開催しました。令和2年度においては、6回開催しました。

向徳舎の給食業務は、外部委託方式をとっています。毎日給食を口にする利用者様に美味しい食事を提供するため、委託業者と綿密な連携を図ってきました。月1回の選択メニューでは利用者様に好みの食事を選択してもらっているとともに、さらに月1回のお楽しみランチでは行事食を取り入れ、季節に合わせて変化に富んだ安全で栄養的な魅力のある献立表に基づいた食事を提供し、家庭的な楽しい給食になるように努めました。

年2回の健康診断の結果、通院検査結果の記録を検討し、利用者様一人ひとりの低栄養・過栄養状態の予防や改善および食生活の質の向上に努め、快適な日常生活を提供することに努めました。

献立については、年齢・身体的状況などを考慮して、栄養価については一人ひとりの目標量に不足がないように努め、毎月の体重測定結果を記録し、健康管理に努めました。さらに、給食委員会では利用者様の嗜好調査を実施し、利用者様の好みを把握した食事の提供に努めてきました。給食委員会には利用者様の代表も出席し、意見表明のできる場所になっており、利用者様の代表たちとともに食堂の清掃・消毒に取り組み、環境衛生に努めました。

毎日の食事に関しては、各部署の給食委員を通して苦情や要望を収集してきました。給食委員会としては、今後の食事提供の向上を目指して、食事に関する苦情や要望なども議題として取り上げ、その改善に努めてきました。

給食栄養関係の研修については、公益社団法人山梨県栄養士会、福祉保健部健康支援センター（甲府市保健所）の主催する研修会に委員が出席し、障害者のための摂食方法を学びました。また、利用者様の誤嚥・誤飲を防ぐために摂食支援をするとともに、利用者様の特性に合わせた食器の導入および食器の破損の回避に工夫し、支援会議等に参加して他職種と積極的に意見交換を行うなど、職員全員が一丸となって支援の向上に努めてきました。

(3) 自治会「コスモス会」の活動

利用者様の自治会である「コスモス会」は、状況によって担当職員の助言を必要としましたが、利用者様の意欲と自主性を重んじた運営に努めました。

令和2年度においては、総会およびほぼ毎月1回の定例幹事会を開催し、自治会の代表者が各行事の会議に出席するなど、積極的に取り組んできました。

- コスモス会総会：令和2年4月16日（木）開催
- コスモス会幹事会：令和2年4月18日（土）・6月13日（土）・7月12日（日）・8月22日（水）・9月27日（日）・10月31日（土）・11月7日（土）・12月19日（土）・令和3年2月6日（土）・3月6日（土）
- 納涼祭：7月18日（土）に開催されましたが、「コスモス会」として取り組みに参加しました。
- 秋季祭：11月3日（日）に開催されましたが、「コスモス会」として会場の準備、装飾物の製作および後片付けなどに取り組みました。
- クリスマス忘年会：12月15日（火）に開催されましたが、「コスモス会」として会場の準備（飾りつけ）および開会・閉会式（初めの言葉・乾杯・終りの言葉等）に取り組みました。

山梨県知的障害者支援協会の本人部会「のぞみ会」「当事者研修会」「交流スポーツ大会」「交流文化祭」については、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となっています。

（4）地域移行勉強会

この地域移行勉強会は、利用者様および職員（支援員）で構成されており、平成30年9月に立ち上げました。原則として、月1回開催してきました。その具体的な活動は、利用者様が一番不安に感じている「お金の使い方およびお金に関すること」や「生活する上でのトラブルを想定し、それを解決する方法」を当事者である利用者様たちが話し合っていく「グループトーク」を行ったり、相談支援事業所「With（ウィズ）」や他の事業所と連携して「グループホーム」や「作業所の見学」などを行ったりしてきました。

4 日中活動（生活介護事業）について

入所利用者様の日中活動（生活介護事業）として、利用者様の個別支援計画に基づき、作業活動、余暇活動（クラブ活動、サークル活動）、入浴、食事、排せつ等に関わる支援を提供しました。また、年間を通して季節に応じた行事を企画し、開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策のため、行事内容を大幅に変更して実施することとなりました。しかし、職員の工夫によって、利用者様には例年と同じように行事を楽しんでいただくことができました。日中活動の実施実態については「別紙3」のようになります。なお、行事の実施日は「別紙1-1①、②」のようになります。年間の行事の中で、大きな行事となっている旅行については次の通りです。

- ①春の日帰り旅行は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、「げんき祭り」と題し、ぴあsmile作業棟兼集会場にて5月28日（木）に代替行事を行いました。
- ②秋の1泊旅行〔行動班〕9月29日（火）～30日（水）
旅行場所：富士吉田方面（富士急ハイランド、忍野八海）
参加人数：入所利用者19人 職員11人 計30人
総費用：615,310円
- ③秋の日帰り旅行〔10月14日（水）〕

旅行場所：下部温泉ホテル（身延町）

参加人数：入所利用者14人 職員14人 計28人

総費用：166,260円

④秋の1泊旅行 [ゆっくり班：10月21日（水）～22日（木）]

旅行場所：富士急ハイランド、八ヶ岳方面

参加人数：入所利用者16人 職員12人 計28人

総費用：508,480円

※例年行われている秋の2泊旅行は、新型コロナウイルス感染症対策として、中止といたしました。

Ⅲ 令和2年度 相談支援事業所「With（ウィズ）」の事業報告

1 相談件数

月 相談内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年 実績
		基本相談	23	11	23	25	45	31	17	17	17	29	43	26	281
利用計画	入所	0	0	0	1	2	4	9	0	0	0	0	3	68	45
		2	1	2	2	12	2	0	1	2	5	14	6		
	通所	0	0	0	1	1	1	3	0	1	0	1	0	35	28
上段：新規	0	4	0	0	2	3	1	4	3	1	4	5			
下段：継続	一般	3	1	2	1	3	3	1	2	2	0	2	2	83	86
	5	6	3	5	11	3	4	6	3	5	9	1			
一般相談	移行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 職種と職員数

()内は兼務の人数

職種 採用形態	管 理 者	事 務 長	事 務 員	相 談 支 援 課 長	相 談 支 援 専 門 員	相 談 支 援 副 主 任	相 談 支 援 専 門 員	合 計
	専任職員	1(1)		3(3)		1		1(1)
非常勤職員	0		0		0		0	0
合 計	1(1)		3(3)		1		1(1)	6(5)
備 考	他の施設・事業 所と兼務		他の施設・事業 所と兼務				「向徳舎」支援 員の兼務	

【体 制】

令和2年度においては、管理者1人（兼務）、事務長1人（兼務）、事務員2人（兼務）、相談支援専門員2人（専任1人・兼務1人）を配置しました。相談支援体制については、当法人単独で考えるには限界であり、県内の事業所全体の課題もしくは法制度の課題として取り組むべきことが一層明確になってきています。こうした状況を踏まえ、当法人としても相談支援をどのように位置づけあるいは意義づけて経営（運営）していくのか、さらなる検討が求められています。

なお、原則として、年末年始、休日および祭日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで相談に対応していますが、当事者およびその家族のニーズに合わせる必要があり、時間外対応をせざるを得ない状況があるため、試行的にフレックスタイム制を導入しています。

【基本相談】

障害当事者および障害児の保護者、または社会的弱者の多様な相談に対し、必要な情報提供および助言を行ったり、障害者等に対する虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行ったりし、社会福祉法人としての役割や責任を担う相談支援の根本の業務です。

当事業所として令和2年度においては、成人に達している障害当事者、およびその家族からの要望に応じ、障害基礎年金の受給に向けての相談対応、一般就労後の定着のための各関係機関への協力依頼などを含めた調整会議の設定、権利擁護のための関係市町村と連携した業務も行ってきました。他にも、医療機関との“つなぎ”のために、限定的ではありますが、病院受診の際の付き添いなどをしてきました。結果として、年間281件に関する相談や問い合わせに応じてきましたが、相談体制の課題（専任の相談支援課長1人および兼務の相談担当職員1人の配置）などがあり、十分に答えられない状況でした。

【特定相談】

平成24年度から始まった事業であり、本事業所は平成24年6月1日付けで甲府市から指定されて以来、令和3年3月1日現在で入所37人、通所13人を当事業所で担当しています。また、当法人の事業所等を利用されている「基幹相談支援センター」には、甲府市だけで年間100件を超える障害児・者の問い合わせがある中、障害福祉サービスを必要としていることから当事業所にも計画相談の依頼が年間複数件ありましたが、人員配置の関係で、やむを得ずそれらの依頼を断らなければならない状況が生じました。

【一般相談】

平成24年度から始まった事業で、本事業所は、平成25年4月1日付で山梨県より指定されました。主に精神科病院に長期入院している患者や入所施設で入所している利用者様の地域移行の支援や、地域での単身生活（アパート等も含む）者を対象とし、安定した生活を継続していくための地域定着を支援する相談支援体制の事業です。

当法人の入所施設利用者様に対し、地域移行への推進の際、社会福祉法人の役割としての機能的立場および平成28年4月の医療観察法の改正に伴う地域福祉の要となる役割を担っています。また、平成27年1月からは医療観察法対象者に対して、地域定着支援をサービスとして提供することになっています。しかし、一般相談に関しては、その重要性を理解しつつも、相談体制などの課題もあり、令和2年度は、実績のない状況でした。

【各種研修会・連絡会等への参加】

- 相談支援従事者現任研修・・・

9月8日（火）・9月9日（水）・10月9日（金）・10月13日（火）

- 相談支援連絡会・・・1月27日（水）オンライン

- 相談支援事業所学習会・・・10月28日（水）

- 甲府市地域生活支援拠点事業に関わる緊急時対応図上訓練・・・2月18日（木）

IV 令和2年度 障害福祉サービス事業所「虹の色」の事業報告

1 利用実績

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績
生活介護 (1日あたり)	344 (15.64)	298 (14.19)	387 (17.59)	415 (18.04)	374 (17.81)	401 (18.23)	401 (18.23)	373 (17.76)	356 (17.8)	344 (16.38)	361 (18.05)	440 (19.03)	4,494 (17.42)	4,492 (17.31)
日中一時支援 (1日あたり)	209 (7.0)	179 (5.8)	195 (6.5)	203 (6.5)	227 (7.3)	215 (7.2)	228 (7.4)	214 (7.1)	242 (7.8)	205 (6.6)	185 (6.6)	214 (6.9)	2,516 (6.89)	2,427 (6.63)
<有償運送数>	0	0	0	1	5	3	2	3	4	4	4	0	26	8

令和2年度では、「虹の色」の障害福祉サービスが、安定経営出来るよう事業展開を図りました。

2 職種と職員数 (令和3年3月31日現在)

()内は兼務の人数

採用形態	施設長	事務長	事務員	サービス管理者	栄養士	看護師	医師	生活支援員	その他	合計
専任職員	1(1)		3(3)	1(1)	0	1	0	10		16(5)
非常勤職員	0		0	0	0	0	0	0		0
合計	1(1)		3(3)	1(1)	0	1	0	10		16(5)
備考		事務長1 事務員2					保護者・協力医等 で対応	福祉有償 運送担当 を含む		

※ スーパーバイザー (SV) : 月1回ずつ2人来舎 (臨床心理士1人・社会福祉士1人)

3 主な事業の内容・実績

(1) 生活介護事業 (通所定員20人)

原則的に営業日は月曜日から金曜日の平日で、午前9時30分から午後4時30分までの受入れ事業とし、利用者様の休日は、土曜・日曜・年末年始(12月29日から翌年1月4日)を原則としました。活動は、個別支援計画に沿って、軽作業や創作活動などを計画し、保護者様との情報共有を図りながら、その日の利用者様の状況に応じて、活動を行いました。令和2年度の行事は、感染症対策を行ったうえで簡略化して実施か、中止をしました。なお、毎年実施している旅行については、保護者様へのアンケートを行った結果、新型コロナウイルス感染症の心配もあるために中止としました。その他の行事の日程については、「別紙1-2①、②」のとおりです。

送迎サービスは、利用者の居宅か利用施設への対応を行っており、事前に法人と利用者並びに保護者(後見人・立会人)が利用契約の締結を済ますことが必要です。

なお、これ以外の時間や曜日に日中一時支援事業を利用することは可能とし、利用の申し込みは事前に事業所とするとともに、市町村から障害福祉サービス受給者証を取得しておく必要があります。この事業の令和2年度の利用者数は、登録者のうち22人でした。

(2) 日中一時支援事業（社会参加支援事業）

各市町村と障害福祉サービス事業所との契約により実施する事業で、令和2年3月31日現在、契約の市町村は、6市2町村（甲府市・富士吉田市・笛吹市・甲州市・山梨市・中央市・昭和町・富士河口湖町）でした。

原則として、午前8時45分から午後6時（土・日曜日は午後5時30分）までの受入れ事業で、事前に法人と利用者様並びに保護者（後見人・立会人）が利用契約書の締結を済ますことが必要ですが、これ以外の時間や生活介護事業を利用することは可能としています。

また、利用の申込みは事前に予約を施設とするとともに、市町村から地域生活支援事業利用登録証を取得しておく必要があります。

この事業の令和2年度の登録者のうち、利用者数は34人でした。

(3) 福祉有償運送事業

各市町村と法人との契約に基づいて実施する事業で、運送地区は中北地区運営協議会内（甲府市・甲斐市・南アルプス市・中央市・昭和町）で、当事業の内容として、日中一時支援事業の時間内での営業を原則としました（令和3年3月31日現在）。

この事業は、障害者が可能な限りその地域において、その有する能力に応じて自立した社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して、安全かつ迅速に目的地への輸送を目的として（道路運送法第78条第3項及び同法施行規則第49条第3項により）行うものです。

なお、この事業に使用する車両は、ハイエース・アルト・アルト（2）・エスクアエアの4台です。

4 主な会議内容

(1) 支援会議

令和2年度においては、月1回、木曜日（原則として）に開催しました。その内容は、支援関係の課題等について協議し、情報共有および支援方針などを確認しました。

(2) 個別支援計画作成検討会議

令和2年度においては、1月19日（火）に個別支援計画作成検討会議を開催しました。その主な内容は、各利用者様の「モニタリング表」の作成に関して協議しました。